

トラック運転者に対する 時間外労働の上限規制等に関する説明会

陸上貨物運送業における労働災害防止について
熱中症予防対策について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



説明のポイント

- 1 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 トラックでの荷役作業時における安全対策の強化
(労働安全衛生規則(安衛則)の改正)
- 4 熱中症予防対策





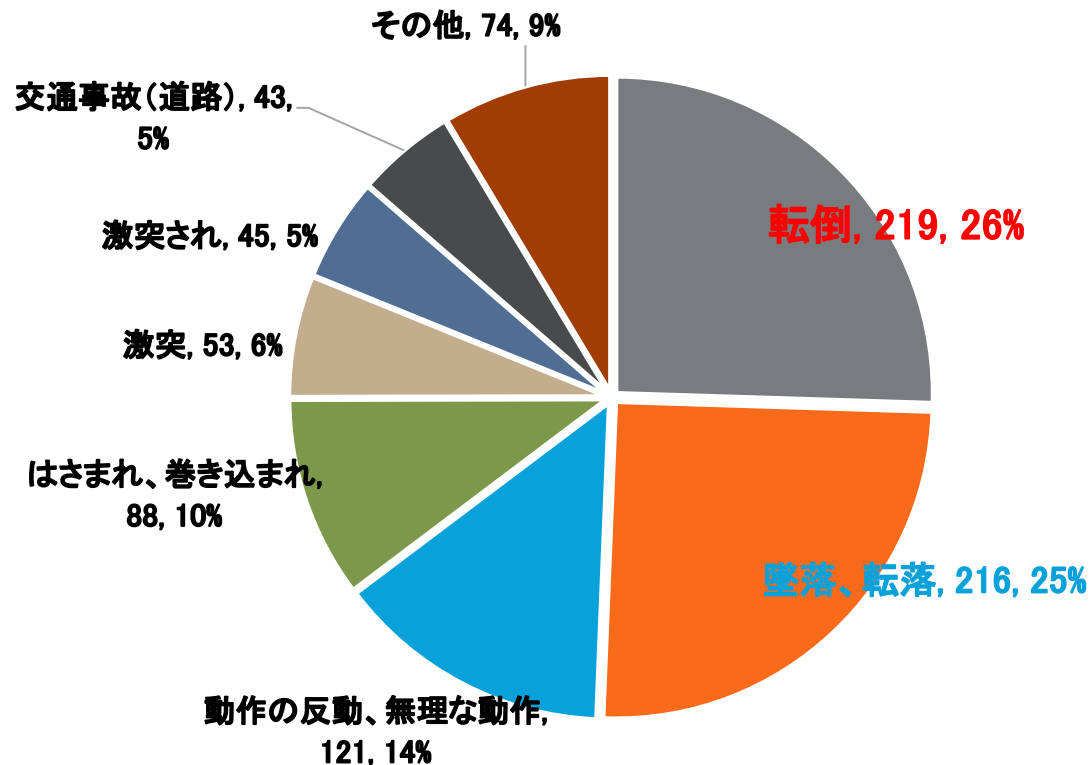
1 陸上貨物運送事業における 労働災害発生状況

区分 業種別		令和7年 (令和7年7月末現在)			令和6年 (確定値)			令和5年 (確定値)		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計
浦河署管内	全産業計	1	80	81	1	192	193	3	193	196
	陸上貨物運送事業計	0	3	3	0	9	9	0	5	5
	道路貨物運送業	0	3	3	0	8	8	0	3	3
	陸上貨物取扱業	0	0	0	0	1	1	0	2	2
北海道内	全産業計	32	3,696	3,728	48	8,585	8,633	51	9,004	9,055
	陸上貨物運送事業計	3	404	407	4	855	859	10	825	835
	道路貨物運送業	3	384	387	4	804	808	10	768	778
	陸上貨物取扱業	0	20	20	0	51	51	0	57	57



1 陸上貨物運送事業における 労働災害発生状況

令和6年に北海道内で発生した陸上貨物運送事業での労働災害859件
の事故の型内訳



- ◆ 事故の型で最も多いのは**転倒**、次いで**墜落・転落**による災害である。
- ◆ 転倒災害のうち最も多い起因物は**その他の環境等(凍結路面、雪等)**である。
- ◆ 墜落・転落災害のうち約5割が**トラック**からの**墜落・転落**である。



1 陸上貨物運送事業における 労働災害発生状況

令和5年 陸上貨物運送事業における死亡災害(北海道内)

発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
2	8時台	30人以上 49人以下	転倒	環境等	被災者は、荷の配送先の 駐車場 で、運転してきた2tトラックの前方で倒れているところを近隣の者に発見されたもの。
2	6時台	10人未満	はさまれ、 巻き込まれ	動力運搬機	被災者は、事業場の敷地内において 9tダンプトラック の車体と荷台の間に挟まれているところを発見されたもの。
4	15時台	10人以上 29人以下	はさまれ、 巻き込まれ	動力運搬機	被災者がコンテナヤードにおいて、約60センチメートルの間隔が空いたコンテナとコンテナの間で、コンテナの扉を結束バンドで封緘する作業を行っていたところ、 フォークリフト 運転者が被災者に気が付かないままコンテナの間隔を詰めたことから、コンテナとコンテナの間に被災者が挟まれたもの。
4	12時台	10人以上 29人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者は、製材を積み込んだ トレーラー に乗り、輸送先に向かって運転していた。当該トレーラーがICから高速道路に合流する手前のカーブを曲がり切れずに、路外に横転したもの。
8	17時台	100人以上 299人以下	はさまれ、 巻き込まれ	その他の装置、 設備	被災者は、 冷凍倉庫内(室温-23℃) において、フォークリフトと壁に挟まれているところを同僚に発見されたもの。
9	4時台	50人以上 99人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者は、自社から輸送のため トレーラートラック を運転し国道を走行中、何らかの原因で横転し、電柱に激突した。トレーラーヘッドの上半分が炎上し、死亡したもの。
10	8時台	10人以上 29人以下	崩壊、倒壊	材料	ダンプトラックを運転して生コンクリート工場に到着したが、工場内のホッパーが満杯でダンプトラックに積載した 砂 を下ろすことができなかったため待機していたはずの被災者が、ホッパー内部の砂に埋まった状態で発見されたもの。
10	11時台	30人以上 49人以下	墜落、転落	動力運搬機	工事現場内の空きスペースで コンクリートミキサー車 の洗浄作業に従事していたはずの被災者が、ミキサー車付近で倒れている状態で発見されたもの。
11	12時台	30人以上 49人以下	墜落、転落	仮設物、建築物、 構築物等	製材工場にある チップサイロの底部にある開口部 から木材チップをトラックの荷台へ落とし入れる作業を行っていた被災者が見当たらなくなったため、チップで満たされたトラックの荷台の中を捜索したところ、チップ内に埋まっているのが発見されたもの。



1 陸上貨物運送事業における 労働災害発生状況

令和6年 陸上貨物運送事業における死亡災害(北海道内)

発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
1	10時台	10人以上 29人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者の運転する ミキサー車 が、中央分離帯を乗り越えて横転し、反対車線を走行していたトラックと衝突したものの。
6	11時台	30人以上 49人以下	はさまれ、 巻き込まれ	動力運搬機	被災者は、 ダンプトラック による土石運搬業務において、車両を停車後、運転席から降りて作業中、車両が前方へ逸走し始めたため、逸走している車両の前方に回り、人力で停車させようとしたところ、その前方に停車していたダンプトラックとの間にはさまれたものの。
8	10時台	50人以上 99人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者は、 トレーラー を運転中、左急カーブを曲がり切れずに、路外に逸脱し横転したものの。
11	8時台	10人以上 29人以下	崩壊、倒壊	材料	被災者は、丸太を運送する貨物自動車の運転者であり、材木置き場にて荷卸し待ちをしていた際に、荷台付近でグリスアップ作業を行っていたところ、丸太を固縛するチェーンのフックが外れ、固縛された 丸太 が崩壊し被災者の頭部に激突したものの。

令和7年7月末時点 陸上貨物運送事業における死亡災害(北海道内)

発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
1	2時台	10人以上 29人以下	交通事故 (道路)	乗物	被災者は、 乗用車 による配送業務を行っていたところ、赤信号の交差点に停止していたダンプカーの後方に追突したものの。災害発生当時、路面は濡れていたが、ブレーキ痕は見当たらなかった。
3	11時台	30人以上 49人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者は、セミトレーラをけん引して走行中、路面がアイスバーンのためカーブでスリップして路肩に転落し、キャビンが電柱と接触したものの。
6	10時台	10人以上 29人以下	交通事故 (道路)	動力運搬機	被災者は、大型トレーラーによる運搬業務中、カーブに差し掛かったところ、速度超過のため路外に逸脱して横転し、運転席の外部へ投げ出され、車体の下敷きとなったものの。



2 第14次労働災害防止計画

■ 第14次労働災害防止計画における陸上貨物運送事業の目標

- 「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業所を含む。）の割合を45%以上とすること

※ 北海道労働局においても、同様の目標設定

- 陸上貨物運送事業の**死傷者数を5%以上減少**させること

※ 北海道労働局においても、同様の目標設定

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

「**荷役作業における安全ガイドライン**」に沿った対策を講じる**事業場を45%以上**

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**

↑ 厚生労働省パンフレット
「第14次労働災害防止計画の概要」から引用





2 第14次労働災害防止計画

■ 第14次労働災害防止計画における陸上貨物運送事業の目標

📋 事業者に取り組んでもらいたいこと

■ 「荷役5大災害」防止のポイント

POINT 01 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

POINT 02 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

POINT 03 フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)に基づき適切に行動**すること

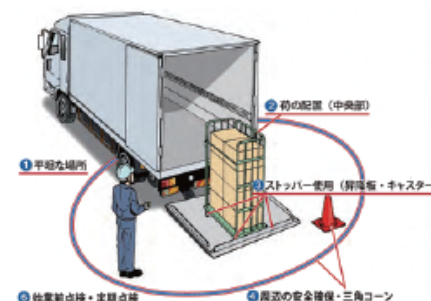
POINT 04 トラックの無人暴走による災害

⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置(※)**を行うこと

(※)逸走防止措置:①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

POINT 05 トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること

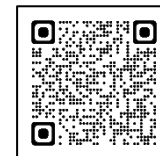


必ず保護帽を着用!



● 作業に合った腰痛予防対策の実施

↑ 厚生労働省パンフレット
「第14次労働災害防止計画の概要」から引用





2 第14次労働災害防止計画

■ 第14次労働災害防止計画における陸上貨物運送事業の目標

(陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

📄 荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

令和5年3月28日付け基発0328第5号・改正

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

荷主等の実施事項

- 改善基準告示(※)の遵守
 - 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
 - 陸運事業者との連絡調整
- 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
 - 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

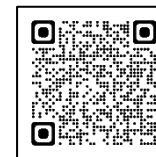
陸上貨物運送事業労働
災害防止協会(陸災防)
が作成したパンフレット
「荷役作業安全ガイドラ
インのあらまし」はこち
らから確認できます。



📄 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示(※)の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理



※改善基準告示:自動車運転者の労働時間等の改善のための基準



3 トラックでの荷役作業時における安全対策の強化（安衛則の改正）

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

**R5.10.1
施行**

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

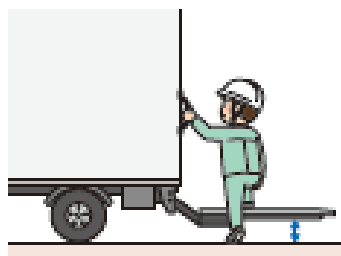
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

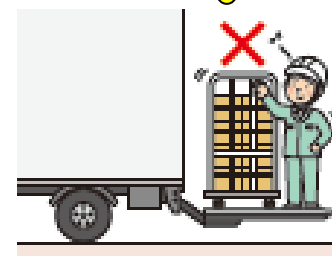
	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備 考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える場所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用の場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

最大積載量2トン以上の貨物自動車には、昇降設備が必要





3 トラックでの荷役作業時における 安全対策の強化(安衛則の改正)

**R5.10.1
施行**

昇降設備の留意事項について

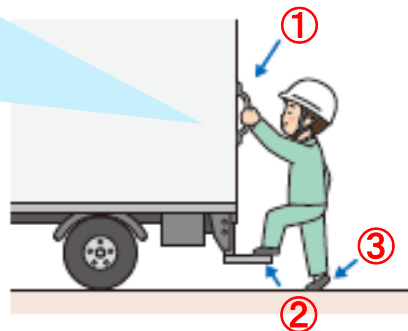


〈墜落のリスクが高い〉

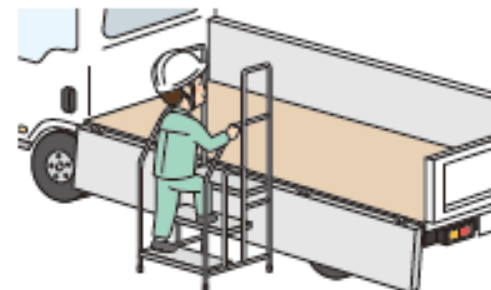
〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。

「三点支持」の意識づけは、墜落・転落災害と転倒災害の防止に効果的!!



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

↑ 厚生労働省リーフレット

「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」から引用





3 トラックでの荷役作業時における安全対策の強化（安衛則の改正）

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

**R5.10.1
施行**

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備 考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の場所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

↑ 厚生労働省リーフレット

「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」から引用

**最大積載量2トン以上の貨物自動車には、
「墜落時保護用」の保護帽の着用が必要**





3 トラックでの荷役作業時における 安全対策の強化（安衛則の改正）

R6.2.1 施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

↑ 厚生労働省リーフレット

「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」から引用



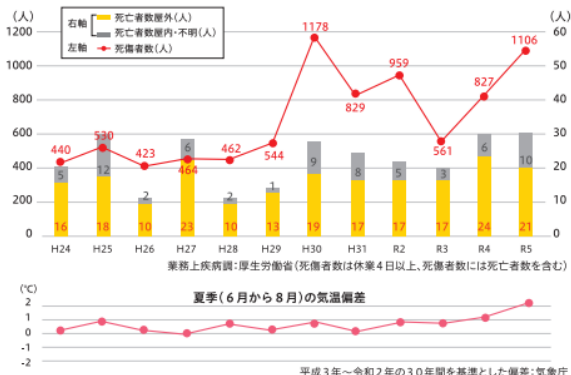
北海道労働局が把握している特別教育実施機関は、
← 左の2次元コードで確認が可能





4 熱中症予防対策

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン(実施要綱)」で実施を求めている事項、現場で効果を上げるための対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



(1) 発見の遅れ

重篤化した状態で発見 78件

(2) 異常時の対応の不備

医療機関に搬送しない等 41件

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WGBT値(暑さ指数)の活用

WGBT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWGBT基準値を把握。

WGBT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWGBT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWGBT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WGBT基準値より低いWGBT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWGBT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱環境によるWGBT基準値	暑熱環境によるWGBT基準値
0	安静、楽な座位	33	32
1	低代謝率 ・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など	30	29
2	中程度代謝率 ・機能的な手及び腕の作業 【くぎ(釘)打ち、塗装】 ・腕及び脚の作業 ・腕と脚の作業 など	28	26
3	高代謝率 ・腰肩の腕及び脚の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など	26	23
4	極高代謝率 ・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする など	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WGBT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに風雨の量減及び地面からの熱の反射を遮断することが出来る簡易な遮蔽等を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に涼陰を確保した休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱環境(熱)に慣れ当該環境に適応することの有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱慣化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を放射し、又は保熱しやすい服装は避け、通気性及び吸汗性の良い服装を着用させること。

(5) 作業中の監視

4 労働衛生教育

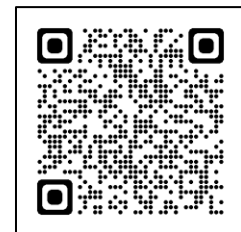
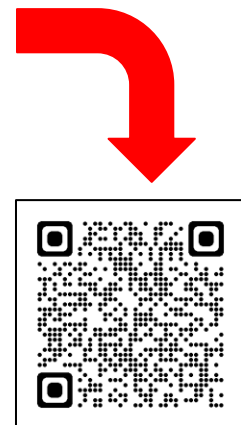
労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例





4 熱中症予防対策

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や
双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように
努めましょう。

2

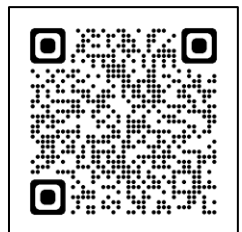
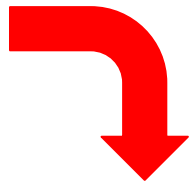
熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、
現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても
熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、
上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



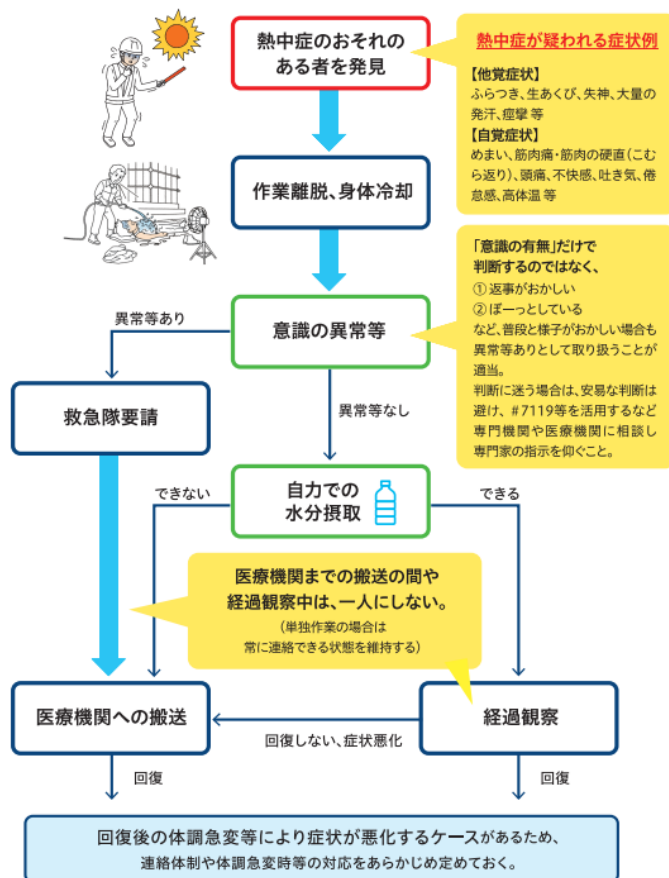


4 熱中症予防対策

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

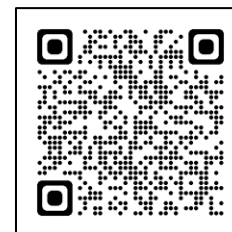
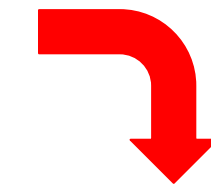
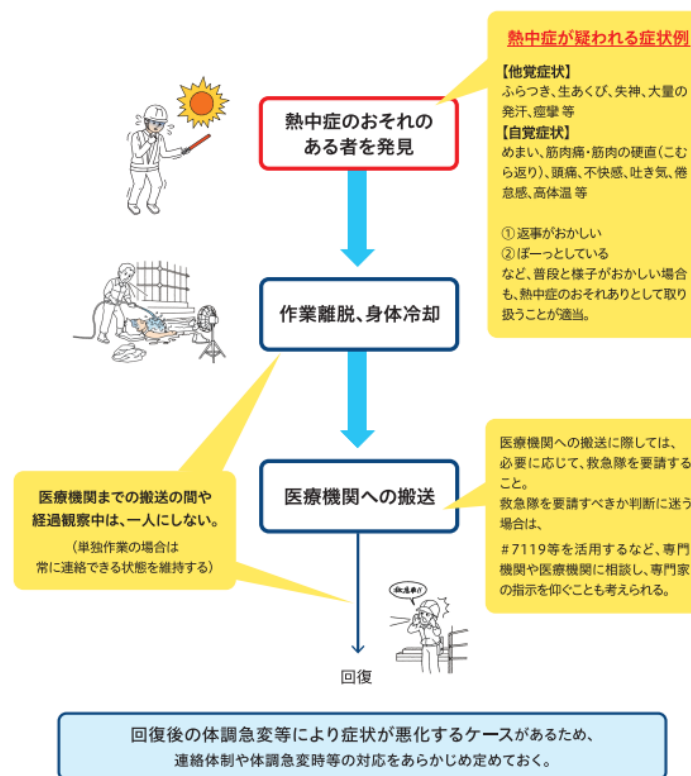
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





**御清聴ありがとうございました。
今年(度)も御安全に！！**

今回の説明内容を含め、安全衛生に関する御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署 監督・安衛課(TEL 0146-22-2113)
までお問い合わせください。